

# 平成17年度第2回千葉県食品安全協議会

## (概要)

- 1 日 時 平成17年6月16日(木)午後2時から
- 2 場 所 千葉商工会議所12階研修室
- 3 出席者 山崎委員(部会長)、田井委員(代理丸山氏)、村上委員、渡辺委員、秋山委員、嶋谷委員、厨司委員(代理南出氏)、佐藤委員、鎌田委員(代理小川氏)、大河原委員、堀委員、花岡委員、山口委員、豊村委員、小林委員、赤田委員
- 4 内 容
  - 1 開 会
  - 2 議 事
    - (1) 正・副会長の選任について
    - (2) 情報提供と意見交換
      - 千葉県食品安全条例(仮称)の検討等作業状況について(衛生指導課)
      - BSE検査実施のあり方について(BSE対策本部)
    - (3) その他
      - 無承認・無許可医薬品によると疑われる健康被害事例について(薬務課)
      - 平成16年度ちばエコ農業の進捗状況について(安全農業推進課)
      - 平成17年度食品表示ウオッチャーの募集について(安全農業推進課)
  - 3 その他
  - 4 閉 会

## 5 会議要旨

### (司 会)

当会議の公開について、御了承を頂く件がございますので、ご報告いたします。

当協議会の公開については、第1回会議で事務局より提案させていただき、ご審議いただいたところですが、結論が持ち越されておりましたが、県では、昨年度、千葉県情報公開条例の一部が改正され、会議の公開が規定されました。規定では、当協議会の会議につきましても、公開の対象となる会議となりますので、千葉県情報公開条例第27条の3の規定により、公開となりますので、御了承をお願いします。また、会議録についても、公開となりますが、公開の際には、事前に、委員の皆様にご内容の御確認をお願いすることとなりますので、よろしくお願いします。

衛生指導課長あいさつ

委員紹介

正・副会長の選任について

### (司 会)

「正・副会長の選任」の件については、前委員の任期が本年5月6日で満了となり、今回、新たに皆様方に委員にご就任いただいたところですが、委員の改選に伴いまして、改めて「正・副会長の選任」

を行うものです。

「正・副会長の選任」については、千葉県食品安全協議会設置要綱第3条第5項の規定により、委員の皆様の互選により選出することになっています。

正・副会長、両名の選任について、皆様にお諮りいたします。ご意見がありましたらお願いします。

(事務局 一任との声あり)

ただ今、事務局一任とのご発言がございました。事務局から提案がありましたら、お願いします。

(事務局)

会長には、新潟薬科大学 学長の山崎委員に、また、副会長にはNPO法人食品保健科学情報交流協議会専務理事の伊藤委員に、引き続き、ご就任していただきたいと考えております。

なお、本日伊藤委員は欠席されていますが、副会長への推薦について内諾をいただいております。

異議なしとの声がありましたので、山崎委員に会長をお願いします。

会長あいさつ

(山崎会長)

山崎でございます。引き続き会長に推薦されましたので、うまくできるかどうかわかりませんが、務めさせていただきたいと思っております。

実は、私は今新潟の方へ移っておりますが、千葉大学に長く勤めており、その前は稲毛にある放射線医学総合研究所に居りました。そのような訳で、私の個人的な事を言って申し訳ありませんが、千葉県には大変お世話になり、母も千葉の出身で、千葉県はわたしのふるさとですので、微力を尽くして会長職を務めさせていただきたいと思っております。

厚生労働省の食品衛生調査会の委員として、食品添加物の部会長として勤めさせていただきましたので、食の安全という問題につきましては、私も個人的には、大変に関心の強いところでございます。

さきほど課長さんから御挨拶にありましたように、食の安全には全国民の関心が高まっている。しかも食について、残念なことにいろいろな事件が起きています。したがって、国としても内閣府に食品安全委員会をつくり、今まで厚生労働省とか農林水産省とか縦割り行政のひずみが、しばしばおきていましたが、これを統括して、行政でも国民の安全を守っていこうという姿勢をとっています。

特にリスクコミュニケーションという事については、食の安全という根底にあるリスクをどのように管理していくかというところが、食の安全につながる一番重要なところでございます。

これについては、国だけでなく、それぞれの地域特有の事情がありますので、地域での取組が重要になります。

私は、今朝新潟からでて参りましたが、明日新潟でも「食の安全をどのようにして守るか」という講演を依頼されており、この会議が終わると、とんぼ返りで新潟に帰ります。私も年をとってきて新潟との往復が大変なので、課長さんに会長職を何とかならないかとお願いをしましたが、先ほどの話にありましたように条例検討作業部会を設置され、千葉県での食の安全安心に関する活動が活発になってきたところであり、この協議会の会長を急に辞任することは、私にとっても無責任のそしりも免れませんので、また1年皆様の御協力を得ながら、この会を推進させていきたいと思っています。

この協議会が県内、県外の関係団体との連携を深めて、更に県民への食に関しての安全安心を確保するという取組として、今後重要な役割を果たしうるように努力していきたいと思っております。  
皆様の御協力をお願いいたします。

( 司 会 )

ありがとうございました。

それでは、要綱第3条第4項の規定に基づきまして、以下の進行を山崎会長をお願いいたします。

「千葉県食品安全条例（仮称）の検討等作業状況」について

( 会 長 )

それでは、議事を進めます。

議事の二番目として、「情報提供と意見交換」とされています の「千葉県食品安全条例（仮称）の検討等作業状況」について、事務局から説明願います。

( 事務局 )

千葉県食品安全条例（仮称）の検討等作業状況」について、説明（資料1・2）

( 山崎会長 )

この条例検討作業部会が、無事に発足いたしまして、すでに会議も開催されたということ。

また、タウンミーティングも開かれ、資料しか拝見していませんが、大変充実したタウンミーティングが開かれたようで・・・

やはり、情報の提供が、私は薬に携わっていましたが、医薬品も食品も同じように、正しい情報を提供して、その情報に従って安全を守っていただくことが一番大事だと思います。

このようなアクティビティは重要な事だと思います。

では、次の議題に入りますが、 として、「BSE検査実施のあり方」について、事務局から説明願います。

BSE検査実施のあり方について

( 事務局 )

千葉県BSE対策本部から提案要旨の説明（資料3）

引き続き、検査体制見直しの経緯についてスライドで説明

見直しを受けて、千葉県としての今後の対応予定を説明

( 山崎会長 )

BSEについては、かなり大きな問題が残されているように思われますが、食品安全委員会は一応の

結論を出し、厚生労働省、農林水産省がその意見に従ってこのように変えていくということになっています。

当分の間は、各都道府県で全頭検査をすることについて、やってはいけないという事ではないですよ、国庫補助もできるということは、まだ国民の安心が得られていないことを国でも承知しているということだと思います。いろいろなパブリックオピニオンを抽出しても、国民が納得していないということが現状だと思います。

#### 質疑応答

(堀 委員)

食品安全条例の制定に向けて、検討作業部会が動き出したという事でございますが、この作業部会は今後どのようなスケジュールで作業が進められていくのか聞かせていただきたい。また、今後の見通しについて、わかっている部分があれば、その辺も教えていただきたいと思います。

また、BSEの全頭検査の継続については、全国的な動きのようですが、千葉県としてはどのような対策をしていくのか、今後の千葉県としての対応を支障のない範囲で聞かせていただきたい。

(事務局)

ご質問の1点目は、検討作業部会が6月15日に開催され、論点が大きく3点に絞られました。

関係者の責務・役割、リスクコミュニケーションの重要性、条例の方向性のあり方の3点。

第2回から具体的に検討予定。9月中に案としてまとめ、当協議会に報告をいただくことになっております。

協議会で再度皆さんに内容を見ていただいて、最終的に協議会長から県に報告をいただくと考えています。なお、検討過程におきましては、県民にパブリックコメントを行う予定です。

条例の策定の予定ですが、9月に報告をいただき、他法令との整備等を行います。具体的にいつということは想定しておりません。今年度中にそのような内容をまとめていきたいと思っています。

ご質問の2点目は、全頭検査をどうしたいのかとのご質問でしたが、県としては県民の食の安全安心を確保するという大前提のもとに手順を踏んで適切に対応していきたいと思っています。

(堀 委員)

その適切という中には、全頭検査の継続は入っているのですか。

(事務局)

もちろんです。

(田井委員代理：丸山氏)

重要なことは、千葉県で初めてBSEがでたということ、千葉県民や全国の国民が鮮烈な記憶として持っていることを、忘れてはいけないと思います。

ですから、先ほどの中で消費者の信頼が回復されたとありましたが、全頭検査という徹底した検査が行われたため、消費者の信頼が回復されたのであって、今回の緩和については、食品安全委員会の専門家の中でもいろいろな意見の対立があったと聞いています。

その中で、千葉県の検査のあり方については、消費者だけでなく畜産関係にも大きな影響があることを認識していくべきであることを忘れてはいけないと思います。

(山崎会長)

いまの丸山さんのご意見は、貴重なご意見ですが、行政の方でもおわかりになって努力しているわけですね。ですから今の御意見を忘れないように認識していただきたい。

特に、BSEの場合、飼育で21ヶ月という線でひけるのか、若い牛でも怪しいのはいるのではないかと、いろいろな意見がありますが、食肉を作っていく段階でのSRM除去は大変重要な対策だと思えます。

アメリカのとさつ場の状態はひどいという噂もあり、日本はかなり緻密に行っているということは、情報としては伝わっています。

議論は大切ですが、実際に国民に被害をださないという目標がありますので、そのためには出来る事は何でもやっていただく事が前提だと思います。

千葉県は、BSEに対しては、真摯な態度をとってきていただいたわけですので、引き続き努力を続けていただきたいと思います。

次に、(3)の「その他」として、県の関係課から提供された資料について説明があるようです。順に説明願います。

無承認無許可医薬品によると疑われる健康被害の発生について

(事務局)

薬務課担当者から説明。(資料4)

(山崎会長)

この件に関しては、一般誌にも報道されましたが、本来使用できない医薬品が入っていました。また、中国のものは、漢方で、漢方は副作用がないという2重の誤解があり、被害にあう人がいる。薬務課からの通知が県民にいきわたり、皆が注意すれば良いと思います。

「ちばエコ農業」の進捗状況・平成17年度千葉県食品表示ウォッチャーの募集要項について

(事務局)

安全農業推進課から説明。(資料5・6)

質疑応答

(渡8FBA委員)

千葉県は千産千消を行っているが、実際に県内での農産物の消費は30%と聞いています。

ちばエコ農業をもっと県民にPRして、千葉のものは千葉で消費できるように安全安心のPRをもっとしていただきたい。流通経路はどうなっているのか。

(事務局)

エコ農産物は、販売協力店で販売しています。一部県外に出ていますが、県内を中心とした販売です。

まだ、栽培面積、生産量とも少ないので、消費者が見かけることが少ないかと思いますが、栽培面積

を増やすべき努力をしています。

(山崎会長)

販売協力店を増やすというよりも、生産が追いつかないというか、販売協力店がふえても、販売する生産物がないというような事態がおきてきますよね。

(事務局)

実際それに近くなってきています。栽培面積を増やそうと、頑張っって推進しているところです。

(山崎会長)

栽培面積を増やす具体的な対策は。

(事務局)

取り組んでいただくための試験研究や技術開発、現場での普及展示ほ等で見ていただいて、積極的に取り組んでいただくというような対策をとっています。

(山崎会長)

技術的には、難しいので、農家の方も大変な努力をしていると思います。販売協力店の資格や条件はありますか。

(事務局)

1 ヶ月以上エコ農産物を扱っていただけるお店という条件があります。まだ、通年的に出荷できる状況ではありませんので、1 ヶ月以上エコ農産物を扱っていただけるお店ということで登録いただいています。

(赤田委員)

面積は、今後増やす予定だと思いますが、農家にとって、半分の農薬、化学肥料の使用は金銭的、経済的な負担がかかるわけですが、それに対して県では補助金をだしているのか。また、エコ農産物は、大根の1本1本に「エコ農産物」というマークがつくのか。

(事務局)

エコ農産物は、技術的に手間のかかり、コストもかかりますので、それを販売価格に転化していただいて、収入が変わらないのであれば良いのですが、実際他の農産物と比較して5%から10%の価格差があるものもあるが、ほとんど同じような価格のものが多い。

その収入差を補填するような制度はありませんが、産地の育成の中で産地整備の補助金はあります。「エコ農産物」には、認証マークがあり、箱に貼るとか、袋に貼る等の制度になっています。流通段階で、箱から出し、袋詰めをするとわからなくなってしまいうものもありますが、マークを貼るようをお願いしています。

(山崎会長)

手間のかかるエコ農産物の生産に対して、農家の方だけに負担をかけるのではなく、具体的な施策の

中で顕在化して、最終的には消費者にも安心を与え、農家にも見返りがあるような施策に活かしていただきたい。

(山口委員)

エコ農業は、将来的に拡大していかなければならないし、更には有機栽培まで至らなければならないと思いますが、一番の問題は流通経路ではないかと思います。

これらのキチンとしたガイドラインを作らないと農家の苦勞がむくわれぬ。1つのすばらしいものがあると、必ずそれに寄生してしまう風潮がでてくる。

真面目に取り組んでいる農家を、最後まで守っていくような流通経路やシールを検討していただく事が、農家を守って発展していくような体制作りが、エコ農業が拡大する一番の原動力ではないか。

(山崎会長)

表示について、かなり偽装表示もあると思いますが、この表示ウォッチャーの募集要領はいきわたっているのですか。

(事務局)

もう実際、応募もあがってきています。

(山崎会長)

年齢層は。

(事務局)

昨年は、70才台から20台前半の方等、いろいろでした。

(山崎会長)

いろいろな年代の方になってもらうことは良いですね。

(秋山委員)

表示ウォッチャーの昨年の実績がわかれば教えて欲しい。

(事務局)

表示の状況をいただき、その情報を元に県で調査に行き、販売店での指導をするという形になります。

表示ウォッチャーの方は、日常の買い物の中で表示を見る事になります。手元に資料がないため、詳しい状況はわかりません。

(嶋谷委員)

表示ウォッチャーの方は、何を基準に判断するのか伺いたい。

(事務局)

県で委嘱する場合、事前に研修をしてから委嘱します。

(山崎会長)

最近は、主婦もかなり表示については、敏感でよく見えていますし、関心も高まっているので、表示ウオッチャーの活躍は期待されます。

(花岡委員)

加工食品の表示については規制がありますが、来月から農水省がレストラン等で原産地表示を奨励しようとしていることについては、法的規制はないようですが、県としては、農水省のそれを受けて奨励していく、啓蒙していく方向でいっているのかどうか？

(事務局)

表示制度は国の制度ですので、県独自の制度は設けていません。

(花岡委員)

加工食品の一括表示等のことではなく、例えばメニュー表にステーキの原産地の表示をすることを農水省で検討しているようですが、その事です。国でのその方針について、県でも啓蒙活動していくかどうか。

(事務局)

その制度は、義務化になっていないと思います。自主的な取組だと思います。一部自主的に取り組む食品業界の方もありますが、県では特にそのような表示についての啓蒙は考えていません。制度で表示が必要なものについては、啓蒙活動をしています。

(事務局・高浦課長)

国が基本的に消費者のために、動いていますので、県としても積極的にやるというスタンスまでは、決まっていますが、ある程度県民のためという視点では、近いうちにそのような動きをしていかなければならないのかと感じています。今後は、食品衛生を担当するセクションとJAS法を担当するセクションとで調整し、まず国の動きだけを伝えていくのか、又は県としても何らかのサポートをしていくのかと考えています。その際には御協力をお願いいたします。

(山崎会長)

議事としては以上ですが、事務局からその他で何かありますか。

その他

(事務局)

県の旭市に県の大きな食肉公社があり、牛の解体等を行っていますが、その処理状況と同じ旭市の東総食肉衛生検査所でのBSE検査を現地でご覧いただく御希望があれば、企画しますがどうでしょうか。

(希望者の挙手あり)



では、詳細については後日連絡させていただきます。

また、表示ウオッチャーの件については、昨年の資料を後日提供させていただきます。

(山崎会長)

ありがとうございました。

皆様のご協力により、無事に議事を終了することができました。

ご協力に感謝し、議長の任を解かせていただきます。

(司会)

委員長、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成17年度第2回千葉県食品安全協議会を終了いたします。

長時間に渡り、お疲れ様でした。